

富山市農業委員会

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成31年 2月 4日策定
令和 3年10月 4日改正
令和 5年 7月 5日改正

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)第7条に基づき、富山市農業委員会における「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を次のとおり策定し、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、農地等の利用の最適化を推進する。

なお、この指針における目標数値については、「富山市農業・農村振興計画(平成29年～平成38年度)」(平成29年3月策定)等に基づき設定するものとし、「富山市農業・農村振興計画」の策定や見直し、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期のほか、法令の改正や最適化推進の状況等に応じ、見直しを実施する。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「最適化活動の目標の設定等」に定める。

記

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1)遊休農地の解消目標

設定目標	設定の考え方
遊休農地率 0.3%以下の維持 (毎年度末)	令和4年度末の耕地面積(*1)に占める 遊休農地面積(*2)の割合の維持

*1 耕地及び作付面積統計における耕地面積

*2 農地利用状況調査における遊休農地認定面積

(2)遊休農地の発生防止・解消の推進方法

①利用状況調査等の実施

農地の利用状況調査の実施に加え、通常の活動を通じ、新たな遊休農地の発生を防止するとともに、遊休化している農地の状況を把握する。

②利用意向調査の実施

上記①にて認定した遊休農地について、利用意向を調査し、その意向に基づき、農地中間管理機構への貸し付け、新規就農や経営規模拡大等の希望者へのあっせん等、遊休農地の解消を推進する。

また、意向未回答者については、臨戸等により意向を確認する。

③非農地判断

再生利用が困難である農地については、「非農地判断の徹底について」（令和3年4月1日付け2経営第3505号農林水産省経営局農地政策課長）に基づき、非農地判断を実施する。

④地域実情に応じた農地の活用方法の促進

狭小、不整形や鳥獣被害など、耕作不利農地がある地域等については、関係機関と連携し、有効活用の方法等の情報提供や提案を行う。

⑤遊休農地解消施策の意見提出

遊休農地の発生防止への取り組みや解消への支援等の施策について、市などの関係機関へ意見書を提出する。

(3)(1)の達成状況の評価方法

目標の達成状況については遊休農地率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地の利用集積等について

(1)担い手への農地の利用集積目標

設定目標	設定の考え方
農地集積率 70% (令和8年度末)	「富山市農業・農村振興計画」に定める数値 (水田農業における認定農業者等の面積シェア)

(2)担い手の農地の利用集積等に向けた推進方法

①地域農業経営基盤強化促進計画(以下「地域計画」という。)策定及び目標達成への参画

市の地域計画の策定(目標地図の作成を含む)にあたり、連携するとともに、策定後は目標達成のため、担い手への農地の利用調整やマッチングに努める。

②農地中間管理事業の活用

農地中間管理機構を活用した貸し借り等を提案する。

③地域実情に応じた農地集積の促進

農地の区画や形状が悪い、または担い手が少ない地域等については、関係機関と連携し、その地域に応じた取り組みを行う。

④農地集積促進施策の意見提出

利用集積のための農地整備や支援等の施策について、市などの関係機関へ意見書を提出する。

(3)(1)の達成状況の評価方法

目標の達成状況については農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1)新規参入の促進目標

設定目標	設定の考え方
新規参入者総数 150経営体 (令和8年度末)	「富山市農業・農村振興計画」に定める数値 (平成27年度から令和3年度実績108経営体)

(2)新規参入の促進に向けた推進方法

①新規参入者への情報提供

貸付け等が可能な農地の情報を公表する。

②新規参入等の説明会の実施

耕作ができる農地の情報や農業参入における支援制度の説明会等を市などの関係機関とともに実施する。

③新規参入促進施策の意見提出

新規参入者が増加する取り組みや安定的な農業経営が可能となる施策について、市などの関係機関へ意見書を提出する。

(3)(1)の達成状況の評価方法

目標の達成状況については新規参入者数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。